

インド及びパキスタンの独立と条約の承継

長谷川 正 国

- 一 はじめに
- 二 英領インドの国際法上の地位
- 三 インド独立法とインド独立(国際取極)令
- 四 両国の国内判例
- 五 むすび

一 はじめに

国際法上、国家相続 (State Succession, Succession d'états) との用語は、二つの意義を持つとされている。第一は、一定の領域に関して主権の交代のなされる事実を意味する。第二は、主権の交代の結果生ずる先行国 (Predecessor State) から後継国 (Successor State) への権利義務の承継を意味する。この用語が単に国家相続として使用される時は、一般的に第一の意味で用いられる。これは国際法委員会の Waldock 報告の定義⁽¹⁾においても、多くの学者の定義⁽²⁾においても、みられるところである。第二の意味で使用することは、慣行及び定説が極めて多様であり、又対立して

インド及びパキスタンの独立と条約の承継

いるので、国家相続の概念を曖昧なものとしてしまふからである。この論文も第一の見解にしたがうことにする。

国家相続の事態を生じさせる主権の交代には様々な態様がある。O'Connell によれば、少くとも次の五つの分類が考えられる。(一)讓渡 (Cession)。(二)併合 (Annexation)。(三)分離 (Emancipation)。(四)連合の結成 (Formation of A Union)。(五)連邦の結成 (Formation of Federation)。⁽³⁾ 国家相続を、領域主権の交代が先行国の国際法人格に及ぼす効果に関連して、二つに分類する場合もある。先行国の国際法人格が完全に消滅す場合を、全体相続 (Total Succession) とし、領域の一部が失なわれても、先行国の国際法人格及び国際法上の責任能力がそこなわれない場合を、部分相続 (Partial Succession) とす。Oppenheim-Lauterpacht は、この全体相続と Universal Succession の語をあつてゐるが、その意味するところは、Total Succession と同一である。⁽⁴⁾ この区別は、いふまでもなく、先行国の権利義務の後継国への全的又は部分的な承継を意味するわけではないが、単に主権の交代の範囲を確認するには、容易な方法である。こうした区別は、極めて伝統的なものであり、最近のこの分野に関する著作は、多少ともこれに修正を加える形で行なわれている。特に、第二次世界戦争後、非植民地化の過程における従属領域の独立は、旧来の枠組みでとらえることが出来ず、独自の地位を占めるものである。その意味で、Bodjaoui のように、国家相続を、分裂 (Disengagement) 非植民地化 (Decolonization)、合併 (Merger) に三分し、分裂の中に、一部領域の併合、讓渡等を、非植民地化の中に、国家の独立を、合併の中に、既に存在している国家間の対等な合体を配置しているのは、こうした事情を示すものである。⁽⁵⁾

国家相続、特に、従属領域が独立を達成する場合、新国家が先行国の権利義務をいかなる範囲で承継するのか、そ

こになんらかの原則が存在するのが、次に問題となる。この論文では、その対象を専ら条約に限定するが、条約の承継の原則の有無について様々な主張がなされている。その基本的な問題点は、新国家の地位を先行国により締結された条約上の権利義務と、いかに両立させるかである。これはいくつかの考え方に分けられる。O'Connellによれば、アルジェリアのように、本国と決定的な断絶のある場合は別として、本国が従属領域に独立を付与する場合、それは政府相続 (Succession of Governments) と近似したものとなるので、条約の承継はより広範な、かつより困難な国家相続上の問題としてよりも、変更された事情のもとでの条約の両立性の問題として、解決されるのが望ましいとする。⁽⁶⁾これに対し、古くは A. B. Keith, Cavaglieri により、現在では Lester により主張されている考え方があり、それによれば、独立国はその完全主権の理由により、先行国の条約を承継することは、あり得ないとするのである。⁽⁷⁾この法理は一般的に白紙理論 (Theory of Clean Slate) と呼ばれる。I. C. L. Q. 誌上で戦わされた O'Connell と Lester⁽⁸⁾の論争の争点は、その対象がコモンウェルスに限定されているもの、まさに両者の、この基本的な考え方の相違にある。こうした考え方と別に、現代が非植民地化の時代であり、国家の独立は民族自決権の行使により達成されたのであるから、条約の承継はこの民族自決権と両立しうるものでなければならぬとする考え方があり、これを主張する学者は、発展途上国あるいは社会主義国の 'Bejaoui, Bartos, Bokor-Szegö' である。⁽⁹⁾最近 Brownlie がこれを抑制した形で整理した。それによれば、国家相続において、民族自決の原則が Jus Cogens の一部をなしていることを認めながら、国家相続を国家相続における以外の原則で処理してゆこうとする。⁽¹⁰⁾条約の承継についていえば、これはあくまでも合意に基づいて解決されることになる。

承継される条約の分類については、当然承継される条約と、そうでない条約とに区別するのが一般的である。当然承継される条約を、処分的条約、物的条約、又は地方的義務を設定する条約 (Dispositive Treaties, Real Treaties Localised Treaties) とし、そうでない条約を、人的条約、非地方的条約 (Personal Treaties, Non-localised Treaties) とする。これに加えて、Jenks などは、立法的条約が国際法の現段階において、当然に承継されるべき条約の中に入っていると¹⁴⁾している。こうした分類に対する反論は多いが、注目すべきなのは、民族自決権を主張する国家がかならずしも白紙理論に立つものではないということである。最近のアジア、アフリカにおける個別的な研究 (たとえば、南ベトナムの Nguyen-Huu-Tru やザイールの Nguya-Ndila の研究)¹⁵⁾が、これを実証的に示しているからである。むしろ、なんらかの方法により、条約の継続を確保する方法を探索している。

この論文は、以上のことを念頭におき、非植民地化の時代における新国家独立のはしりともいえるべき、インド及びパキスタンの独立において、条約の承継に関しいかなる問題が生じたか、それがいかなる法理に基づいて論じられたかを、両国の実行を通して検討する。要領としては、第一に、国家相続と同一性の関連から、英領インドの国際法主体性につき論ずる。第二に、イギリスが両国に独立を付与するに際して行った、条約承継の手續を論ずる。第三に、両国における条約承継に関する国内判例を検討する。最後に、これらの問題点を整理する。

- (1) Yearbook of International Law Commission (1968) Vol. II, p. 90.
- (2) J. M. Jones, State Succession in The Matter of Treaties, B. Y. (1947) p. 360; A. M. Onory, Les Aspects Recents du Probleme de la Succession aux Traités, R. G. D. I. P. (1968) p. 569. Jones は、第一の意味を事実上の承継 (Succession in Fact) 第二の意味を法上の承継 (Succession in Law) として区別し、国家相続とどう主題から生ずる不確

定性の多くは、両者の混同より生ずるものとす。Onory 著、第一の意味を歴史的交代 (Le Remplacement Historique) とす
るが、その意味するところには事実上の承継と同じである。

- ③ D. P. O'Connell, *International Law Vol. I* (1970) p. 365.
- ④ Lauterpacht-Oppenheim's *International Law Vol. I*, Eighth Edition p. 153.
- ⑤ Yearbook of International Law Commission (1968) p. 100.
- ⑥ O. P. O'Connell, *State Succession in Municipal Law and International Law* (1967) Vol. I, p. 6, Vol. II, p. 140.
- ⑦ A. B. Keith, *The Theory of State Succession with Special Reference to English and Colonial Law* (1907) p. 17, p. 20.

Keith は自分のように言うとする見解は、後継国(征服国、譲受国)は、先行国のいかなる条約も承継せず、新たな領域
に対して、その全ての条約を適用することであるとする。これは新国家の分離独立と同じくも同様で、新国家は、条約上の全
つの義務を継いで、白紙の状態に出発する。實際上、承継するようになり得るものがあっても、それはあくまで、その条約が
当
事国に利益を与えなければあり、懸念的だが、非公法で更新されたのだとす。A. Cavaglieri, *Effets Juridiques des*
Changements de Souverainete Territoriale, R. D. I. L. C. (1934) p. 225. Cavaglieri は、後継国は元来、元国の条約の承継
を、あくまでも後継国の意思にかかるとする。

- ⑧ A. P. Lester, *State Succession to Treaties in the Commonwealth I. C. L. Q.* (1963) pp. 475-7. 同書に於ては、O'Donnell
の反論は、*State Succession to Treaties in the Commonwealth: Two Replies I. C. L. Q.* (1964) pp. 1441-53. 同書
では二人の著者の論文よりなり、前半は K. J. Keith 後半は O'Connell の論である。同書に於ては Lester の再反論は、
State Succession to Treaties in the Commonwealth: A rejoinder I. C. L. Q. (1965) pp. 262-4. 同書の論文は Lester
は、新国家は先行国の締結した二国間条約について、あくまでも白紙の状態に出発すると主張する。
- ⑨ Bedjaoui, *Problemes Recents de Succession d'États Nouveaux*, Recueil des Cours (1970) Vol. II, p. 526; Bartoš,
Yearbook of International Law Commission (1963) Vol. II, Working Paper, P. 293; H. Bokor-Szegö, *New Stats and*

International Law (1970) p. 77.

- (9) I. Brownlie, Principles of Public International Law, Second Edition (1973) pp. 501-2, pp. 646-50.
- (10) C. W. Jenks, State Succession Respect of Law Making Treaties B. Y. (1952) p. 105, p. 107, p. 109, p. 143.
- (11) Nggen-Huu-Tru, Quelques Problemes du Succession d'Etats Concernant le Viet-Nam (1970) pp. 273-6; Nguya-Ndila, Independence de la Republique Congo et les Engagements Internationaux Anterieurs (1971) pp. 190-2.

二 英領インドの国際法上の地位

従属領域の独立の態様は様々であり、そうした変化の中で、先行国の法人格がそのまま存続しているかどうかを認定するのが、困難な場合が多い。インド及びパキスタンの独立についていえば、インド及びパキスタンはイギリスから独立したのか、それともインドは英領インドと同一性を有し、パキスタンのみが英領インドより分離したのかが問題となる。この解答は、英領インドに国際法主体性があるか否かにある。この意味で Hall の指摘するように、国家人格がこの答への鍵なのである。⁽¹⁾ 国家相統において、国家の同一性の有無を検討することは、まさにその前提をなしている。国際法は、国内法と同様、その権利義務の主体が誰なのか、その主体が成立したり、消滅したり、又同一であったりする要件が何であるのかを決定する。そこで国際法は、組織された実効的な法秩序が、一定の領域と住民に對し、有効な支配を及ぼした時に、これを国家と認める。この国家は、当然に、排地的直接的に国際法にしたがう。この国家が、その後、何等かの事情により、国家の要素の一つや二つ、又それ以上のものに変化をきたすことがあっても、Kunz も指摘するように、原則的には、国民の全的消滅、あるいは領域の全的喪失にいたらない限り、その国

家の消滅をもたらすものでない。⁽²⁾つまり、一旦成立した国家は、その国民の増減、領域の増減、内部の政治的变化により、その人格に変化をうけない。とりわけ、政府の交代は、国家の同一性に何等の影響を与えないものではない。⁽³⁾

一般的に、ほとんどの国際法学者は、Marek に代表されるように、国家の同一性 (Identity) と継続性 (Continuity) を不可分なものと考えている。⁽⁴⁾ こうした考え方に対し Cansacchi は、国家の同一性と継続性が果して不可分のものかとの疑問を提起する。それによれば、国家の継続性が、国家の中に人格化された同一性を当然に含むならば、国家の同一性それ自体は、国家の継続性を必要としないとする。⁽⁵⁾ 一例をあげれば、一九三六年ナチスドイツに合体 (Anschluss) されたオーストリアが、戦後独立を回復した場合のように、一時消滅したオーストリアが、新たに成立したオーストリアと同一であると解されるとする。これら二国間には、実質的な継続性がないにもかかわらず、同一性を有するものとされるのである。要するに、Cansacchi は、同一性を法的擬制とし、継続性を国家の要素の実質的継続として理解している。この考え方は、特に注目されてよいと思われるが、通常は、同一性と継続性を同じものと考えて差支えない。

英領インドの同一性の問題には諸説ある。⁽⁶⁾ 第一は、インド及び国際連合事務局の見解で、英領インドとインドは同一性を有し、パキスタンを新国家とするものである。第二は、パキスタン政府の見解で、インド及びパキスタンが英領インドの人格を承継したとするものである。⁽⁷⁾ 第三は、インド及びパキスタンを新国家とするものである。ここで問題となるのは英領インドの国際法主体性である。⁽⁷⁾ 英領インドは第二次世界戦争後、イギリス本国と並んでヴェルサイユ条約の署名欄に名を連ね、国際連盟においても、原加盟国の地位を得ていた。⁽⁸⁾ しかし、実際にはイギリスの従属領

域であり、国際法主体性を有していたとするには問題がある。国際連盟及び国際労働機関のインド代表は、対外事項又は帝国内事項について、イギリス本国の國務長官の指示によつていた。又、インドにより署名された国際連盟規約及び国際労働機関憲章は、自動的に英領インドに適用されたわけではない。一九三五年の「インド統治法」はこの範圍を出るものではなかつた。⁽⁹⁾ 英領インドに国際法主体性があるとすれば、Rosanne の主張するように、新独立国が、いまだ従属領域の状態にある間に、ある程度の、公知の、同一視しうる国際法人格を持つことによつて、その独立は、法的に考慮して、国際法人格に影響を及ぼすことのない政府の交代と区別し難いものとなるらう。⁽¹⁰⁾ ところが、実行の上で英領インドの主体性が疑われた場合も多く、たとえば、一九三七年フランス裁判所はDavidson 事件において、ボンベイ裁判所より逮捕令状の出されている逃亡犯罪人に対し、英領インドが英帝国の不可分の一部であることを理由として、イギリス・フランス間の犯罪人引渡条約を適用するのをためらわなかつた。⁽¹¹⁾

一九四七年七月一八日、「インド独立法」の実施により、国際連合事務局は、国際連合原加盟国たるインド（英領インド）と、独立後のインド及びパキスタンの地位をいかに扱ふかの回答をせまられた。事務局の見解は、インド自治領が国連加盟国たる全ての権利義務を持つ原加盟国の地位を継続し、パキスタンは新たに加入の手續をとるものとした。加えて、この事態は、国家の一部が分離して新国家となる場合であり、イギリスからのアイルランド自由国の分離（一九二一・一二・六）、あるいは、オランダからのベルギーの分離（一八三〇・二〇・四）の先例と類似するものであるとした。⁽¹²⁾ これに対する反論がなかつたわけではなく、アルゼンチン代表は、インド帝国が終了した時点で、両国を加盟国と考えるか、あるいは、両国を新国家と考慮するならば、両国に新規加入の手續をとらせるべきである

と主張した。¹⁰³ 国際連合事務局の見解を支持する学者は多いが、インドの学者ですらこれに反対する者がいる。これには二つの見解がある。第一は、英領インドが国際法人格を有していたことを認めつつ、そうした地位にインド自治領の成立がもたらした変更は、重大なものがあり、もはやインドは新国家であるとするものである。¹⁰⁵ 第二は、英領インドは国際法人格を有せず、インド及びパキスタンを新国家とするものである。¹⁰⁶ イギリス本国により拒否されたものの、一九四六年、インド国民会義による、本国の独立法案に対する提案は、インドの独立を規定する法律と、独立インドからのパキスタンの独立を規定する法律の、二つの法律の制定を要求するものであった。¹⁰⁷ かかる事情よりすれば、国際連合事務局によるパキスタンの独立を、アイルランド及びベルギーの独立と同一視することは、およそ的はずれなものとなる。

国際法人格ないし国際法主体性の意味は、極めて多義的であり、ある意味で英領インドの国際法人格を認めることは可能であろう。¹⁰⁸ しかし、インド政府あるいは国際連合事務局のように、英領インドと独立インドの完全な同一性を認めるには、納得のいく法的説明がなければならぬ。そこで、インドの独立は、極めて限定的な国際法人格しか持たない英領インドの発展が、国家の同一性を争われない被保護国の独立回復、又は政府の交代に準じるものとして、扱われたものといえる。Canacchi 的表現を用いれば、国家の同一性が擬制されたともいえよう。この場合に決定的なのはインドの意思である。

(1) Hall, A Treatise on International Law, Eighth Edition, p. 114.

(2) J. L. Kunz, Identity of States under International Law, A. J., (1955), p. 288. 国家の同一性と継続性について、森川俊

著「国家相続と国家の同一性・継続性」国際法政研究一四号、二六頁以下。

- (3) 国際法上、国家の内部的变化は、国家の同一性に、変化を与えない。革命、クーデタ等による政府の交代は、国家の同一性と無関係である。この点につき、学説、慣行はほぼ一致している。これを確認した判例は、枚挙のいとまもないが、古典的先例として、アメリカ最高裁判所は、一八七〇年のナポレオン三世の廃位が、フランス国家の有するアメリカ合衆国に対する請求権を失なわせるものではないと判断した。The Sapphire, 78 U. S. (11 wall) 164, 20 L. Ed. 127.
- (4) K. Marek, *Identity and Continuity of States in Public International Law* (1968) p. 6.
- (5) G. Cansacchi, *Identité et Continuité des Subjects Internationaux*, *Recueil des Cours* (1970) Vol. II, p. 10.
- (6) T. S. Rama Rao, *Some Problems of International Law in India*, *The Indian Yearbook of International Affairs* (1957) pp. 3-45. 入江啓四郎『中・印紛争と国際法』一一六頁以下。
- (7) 三〇の見解は、Rama Rao, *op. cit.*, p. 7.
- (8) 連盟規約は第一条二項をみると、加盟国を独立国に限定してはいない。
- (9) R. B. Loofer, *The Treaty Power in India*, B. Y. 1955-6, p. 300-7.
- (10) S. Roseme, *The Effect of Change of Sovereignty upon Municipal Law*, B. Y. (1950) p. 267.
- (11) *Davidson's Case*, *Court of Appeal of Aix*, July 22, 1937, *Annual Digest* (1935-37) No. 24.
- 判旨は次の通り、「英領インドは英帝国の不可分の一部であり、タレイト・ブリテン王は、同時にインド皇帝である。一八七六年八月一四日のイギリス・フランス間の犯罪人引渡条約は、その第一条で、締約国の領域内でなされた犯罪を目的としており、その第三条一八項において、引渡のなされる犯罪を列挙しており、その中に当該犯罪を含めている。よって、本件にこの引渡条約が適用あるものとする。」
- (12) U. N. Weekly Bulletin, 3 (1947) No. 8 p. 267; *The Effect of Independence on Treaties* (1965) p. 222.
- (13) U. N. Doc. A/C. 6/156, 2 October 1947.
- (14) たとえば、D. P. O'Connell, *State Succession* (1967) Vol. II, pp. 128-9. インドの著者は、S. K. Agrawala, *Inter-*

national Law-Indian Court and Legislature (1965) pp. 27-8.

⑤ T. S. Rama Rao, *op. cit.*, p. 9.

⑥ T. T. Poulse, *India as an International Person 1919-1947*, B. Y. (1970) p. 211.

⑦ Z. Hasan, *The International Status of Pakistan*, Pakistan Horizon (1965) p. 51.

⑧ O. J. Lissitzin, *Territorial Entities in the Law of Treaties*, *Recueil des Cours* (1968) Vol. I. pp. 5-23, pp. 64-82; O'Connell, *International Law* (1970) Vol. I, pp. 80-6; Brownlie, *op. cit.*, pp. 60-72.

三 インド独立法とインド独立(国際取極)令

従属領域が独立を達成する場合、多くの新国家は、先行国の条約で独立以前に従属領域に適用あったものについて、先行国との間に承継協定を締結するか、あるいはなんらかの方法により、先行国の条約の承継を確保しようとしている。⁽¹⁾これと反対に、先行国の条約の承継を一般的に否定する新国家も、ごく少数であるが、ないわけではない。⁽²⁾インド及びパキスタンの独立に際しては、イギリス独立付与の通常的方式である立法方式がとられたが、条約の承継については、条約の承継を規定した先行国の国内法を、新国家の国内法として引き継ぐ方式がとられた。広義には、承継協定と同じ意味を持つとされる。⁽³⁾

一 インド独立法 Indian Independence Act 1947.⁽⁴⁾

一九四七年七月一八日、イギリスにより制定されたインド独立法は、インド及びパキスタンの二独立自治領の創設を目的としたものであるが、特に問題となる条項は次の通りである。

インド及びパキスタンの独立と条約の承継

第一条⁽⁵⁾ 新自治領 (1) 一九四七年八月一日より、インドにおいて二自治領が創設され、それぞれ、インド及びパキスタンと称されるものとする。

(2) この法律において、当該自治領は、以後、新自治領として引用され、八月一日は独立指定日として引用される。

第二条⁽⁶⁾ 新自治領の領域 (1) 本条の第三項及び第四項の諸規定にしたがうことを条件として、インドの領域は、独立指定日直前に、英領インドに含まれる、国王陛下のもとにある領域とするものとする。ただし、第二項にもとづいて、パキスタンの領域となる領域を除くものとする。

(2) 本条第三項及び第四項の規定にしたがうことを条件とし、パキスタンの領域は次のものとする。

(イ) 次の(ロ)、(ハ)の二段にもとづいて構成されるような、独立指定日に、東ベンガル及び西パンジャブ州に含まれる領域。

(ロ) この法律の国会通過日に、シンド州及びバルチスタン州 Chief Commisser's Province Baluchistan に含まれる領域。

(ハ) この法律の国会通過日以前にせよ、以後にせよ、指立指定日以前に、総督が北部边境州において、総督の権威のもとに、この法律の国会通過日に行なわれる、又は、それに代って最近行なわれた人民投票において、投票された有効投票数の過半数が、パキスタン国民会議に参加するその州の代表者を支持すると宣言すれば、この法律の国会通過日に、その州に含まれる領域。

(3) 本条の規定は、いかなる領域が、いかなる時に、新自治領のいずれかに含まれたり、除外されたりするのを妨

げないものとする。したがって、

(イ) 本条の第一項、又は、場合により、第二項に特定された領域の一部を構成することのない領域は、いずれかの自治領の同意なくして、その領域に含まれないものとする。

(ロ) 本条の第一項、又は、場合により、第二項に特定された領域の一部を構成し、若しくは、独立指定日以後、いずれかの自治領に含まれる領域は、その自治領の同意なくして、その自治領から除外されないものとする。

(4) 本条第三項の規定の一般性をそこなうことなく、本条の規定はインド諸国⁽⁷⁾が、いずれかの新自治領に加入することを妨げるものとして、解釈されてはならないものとする。

第九条は、第一項で、総督に対し、命令制定の権限を与えている。その効力に関し、第四項に規定を設けている。

第九条⁽⁸⁾ (4) 本条にもとづいて制定されたあらゆる命令は、独立指定日の以前にせよ、以後にせよ、次のように効力を有するものとする。

(イ) 英領インドでは、独立指定日まで。

(ロ) 新自治領では、独立指定日以後。

(ハ) 英領インド以外、場合により、新自治領又は当該自治領以外では、新自治領又は当該自治領の立法府の法律が、独立指定日以後効力を有するであろうように、独立指定日以前にせよ、以後にせよ、その範囲で効力を有するものとする。

ただし、それぞれの自治領の場合には、その自治領の立法府の法律と同様に、廃棄及び修正の権限に、したがうも

のとす。

第一八条は、現行法律に関する規定であり、その中で、第三項が現行法律の承継に関し規定している。

第一八条⁽⁹⁾ (3) この法律に別段の規定のない限り、独立指定日直前に存在する英領インド及び英領インドのいくつかの地域の法律は、他の規定が、当該自治領の立法府による法律、又は、他の立法府、若しくはそれに代る権限を有する他の当局により制定されるまで、適用しうる限り、必要な変更を加え、それぞれの新自治領のいくつかの地域の法律として、引き続き効力を有するものとする。

二 インド独立(国際取極)令 Indian Independence (International Arrangements) Order 1948.

インド独立法をあらかじめ制定し、その準備の上で、インド総督は、インド独立法第九条により与えられた権限により、一九四七年八月一四、インド独立指定日に一日先立って、独立後のインド自治領及びパキスタン自治領の条約承継に関する規定を含んだ、インド独立(国際取極)令を制定した。この命令は、第二項で、この命令に含まれる付則の取極が、独立指定日以後、インド自治領及びパキスタン自治領の間で効力を有すると規定し、付則に、「インド自治領及びパキスタン自治領への国際的権利義務の承継に関する協定」Agreement as to Devolution of International Rights and Obligations upon the Dominions of India and Pakistan と云つ、次のものを掲げている。

第一条 一九四七年八月一五日直前に、インドが資格を有し、かつ、服している国際的権利義務は、この協定の諸規定にしたがつて承継される。

第二条 (1) すべての国際機関の加盟国の地位は、その地位に伴うあらゆる権利義務を含めて、インド自治領に承

継される。

この規定の目的上、連合國通貨金融會議の最終決議にもとづいて生ずるすべての權利義務は、國際通貨基金及び世界復興開發銀行の加盟國たる地位に伴う權利義務とみなされる。

(2) パキスタン自治領は、その希望する國際機關に加入するために必要な、そうした手続をとる。

第三条 (1) インド自治領に含まれる領域に、排他的に適用される國際協定にもとづく權利義務は、インド自治領に承継される。

(2) パキスタン自治領に含まれる領域に、排他的に適用される國際協定にもとづく權利義務は、パキスタン自治領に承継される。

第四条 この協定の第二条及び第三条にしたがうことを条件として、獨立指定日直前に、インドの當事國であつた國際協定にもとづく權利義務は、インド及びパキスタン兩自治領に承継され、必要ある場合には、兩自治領の間に配分される。

インド獨立法及びインド獨立(國際取極)令の概要は、以上の通りであるが、これには國際法上、多くの問題点がある。インド獨立法は、英領インドとインド及びパキスタンの同一性の問題について、明記していない。しかし、インド獨立法制定前後に行なわれた、イギリス及びインドの公式説明によれば、インドが英領インドと同一性を有し、パキスタンが後繼國とされている。¹²⁾ Nehru 首相はこの旨をアメリカに通告している。¹³⁾ ただし、イギリスの見解にも混乱がみられ、Atlee 首相は、議会でインド獨立法の立法説明を行った際、インド及びパキスタンがそれぞれ英領インドの

後継国であるとの見解を示している。⁴⁴⁾これに対し、パキスタンは一貫して、二自治領が英領インドの後継国であることを主張した。ともあれ、インド独立法にもとづいて制定されたインド独立(国際取極)令は、英領インドとインドの同一性を前提として、最も合理的に解釈される。

インド独立(国際取極)令は、インド及びパキスタンが、国際機関の加盟国たる地位を別として、他のすべての国際的権利義務を、それぞれ包括的に承継し、場合により両国に配分することを規定したものである。そこで、ここで問題となるのは、英領インドとインドの同一性が前提とされる以上、インドからパキスタンへの条約の承継である。

インド独立(国際取極)令は、その効力の基礎を両国の国内法におくとはいえ、付則の承継協定は、両国間の条約承継の原則を定めたものであり、実質的に条約と同じ効果を持つ。しかし、先行国と後継国が、その間で、これまで先行国を拘束していた条約上の権利義務の承継に同意する問題と、それら二国が、第三国に、後継国に対しその条約上の義務履行を要求しうることを資格づけたり、又は、後継国が同様な請求を第三国に対してなすことを正当化したりにすることによって、第三国に関して後継国が先行国に有効に代位するという意味で行為する問題とは、別のことである。一般的に承認された *Pacta tertiis nec nocent nec prosunt* の原則と一体化する、条約承継の明確な国際法原則が存在しない以上、かかる承継協定は第三国に対し、なんらの法的効力を持たないことになる。その代り、*Pacta tertiis* の原則が、それ程厳格なものでもなく、条約の承継に関する真の国際慣習法の存在する可能性を排除しないとすれば、この協定は「余計もの」*redundant* との結論に達する。⁴⁵⁾この問題は、次の国内判例の検討を通じて論じられるが、国際法は、この問題に対して、性急な解答を与えない。

- (1) 条約承継の諸方式について K. Zemanek, *State Succession after Decolonization*, *Recueil des Cours* (1950) Vol. III, pp. 33-40; M. G. Marrocoff, *Accession a l'Independence et Succession d'Etats aux Traites Internationaux* (1967) pp. 126-87.
- (2) O'Connell によれば、そうした少数の新国家は、アルジェリア、イスラエル、多少問題はあるが、オート・ホルタの三国であるが、田畑教授はこれに大韓民国を加える。田畑茂二郎「国家独立と条約の承継」国際法外交雑誌第六七卷第六号六〇頁。
- (3) K. Zemanek, *op. cit.* p. 36.
- (4) S. K. Agrawala, *op. cit.*, Appendix I.
- (5) *Ibid.*, Appendix I, p. 1.
- (6) *Ibid.*, Appendix I, p. 2.
- (7) 上の條令、インド、緬甸 (Indian States) 及びインド、緬甸、暹羅を併呑するものがある。
- (8) S. K. Agrawala, *op. cit.* Appendix I, p. 7.
- (9) *Ibid.*, Appendix I, p. 10.
- (10) *Ibid.*, Appendix III, p. 20.
- (11) *Ibid.*, Appendix III, pp. 20-1.
- (12) T. T. Poulse, *op. cit.* p. 212. インドを同一柱とするものとして、ペキスタンを新国家とする国際連合事務局の見解は、「イギリス政府の建議によつて発表されたものである。この建議によつて D. P. O'Connell, *The British Commonwealth and Succession after the Second World War*, B. Y. (1947) p. 454.
- (13) *Foreign Relations of the United States 1947*, Vol. III, p. 157.
- (14) *Parliamentary Debate Commons (1946-47)* Vol. 440, Col. 44.
- (15) E. Lauterpacht, *Contemporary Practice of the United Kingdom*, 4 *State Succession*, I. C. L. Q. (1958) pp. 525-6. 田畑前掲論文四六頁。

四 両国の国内判例

インド及びパキスタンの条約承継に関する考え方がほぼ時を同じくして、同じ条約「一九二三年の仲裁条項に関するジュネーヴ条約及び一九二七年の外国仲裁判断の執行に関するジュネーヴ条約」(以下ジュネーヴ二条約として引用)について、明確にされた。この両国の判例を対比検討することにより、英領インドとインドの同一性のみならず、承継協定の法的意義が明らかにされる。

一 インド判例

N/S. Francesco Corsi v. M/S. Gorakhram Gokalchand. (ボンベイ高等裁判所、一九五八年二月二日判決)⁽¹⁾
 本件は、ロンドン仲裁裁判所で下された仲裁判断の、インドにおける執行請求事件である。控訴人はボンベイ高等裁判所に対し、外国仲裁判断執行請求の訴を提起した。これに対し、被控訴人は、ジュネーヴ二条約が独立後のインドのために正式に署名されたものでないことを理由として、請求の棄却を求めた。裁判所は控訴人の請求を認め、条約の承継に関する見解は、次のとおりである。

「ジュネーヴ二条約において、英領インドの負った義務は、インド独立(国際取極)令にもとづき、独立後もインドを拘束する。これらの条約に効力を与えるため、インド立法府により、正式に制定された一九三七年の仲裁法も、効力を有する。とりわけ、英領インドは、ジュネーヴ二条約の署名国であり、これらの条約により設定された権利及び義務は、それ以後、英領インドが自治領になってもインドを拘束し、今後もインドを拘束するであらう。」

二 パキスタンの判例

(1) *Barlas Bros. (Karachi) & Co. v. Yangtze (London) Ltd.* (カラチ控訴裁判所、一九五九年二月一八日判決)⁽²⁾

本件は、ロンドン仲裁裁判所で下された仲裁判断の、パキスタンにおける執行請求事件である。第一審裁判所 *Chief Court of Sind* は、本件被控訴人の請求を認めて、本件控訴人に対し仲裁判断の履行を命じた。そこで、本件控訴人は、パキスタンが、以前、ジュネーヴ二条約の署名国である英領インドの一部を構成したことはあっても、その署名国ではなく、したがって、それらの条約をインドに実施した一九三七年の仲裁法は、パキスタンに適用されることがないとの理由にもとづいて、カラチ控訴裁判所に控訴した。裁判所は原審判決を取消し、控訴を認容したが、条約の承継につき、次のような見解を示した。

「新国家が創設された場合、新国家はまったく別個の国際法人格であり、その領域が以前先行国の領域の一部を構成していたという単なる理由で、先行国により締結された条約によって、拘束されるものでない。インド独立（国際取極）令の付則第四項の規定についていえば、この規定は、英領インドの締約した条約上の権利義務が、インド及びパキスタンの間のものとして調整された場合にのみ、パキスタンをインドの後継国として署名国とする効果を持つ。問題は第三国であるが、インド及びパキスタンは第三国の権利に影響を及ぼすことは出来ない。パキスタンは、条約の署名国である他の第三国がパキスタンを署名国と認めない限り、条約の署名国となることが出来ない。」

被控訴人は、本件をパキスタン最高裁判所に上告した。

(2) *Yangtze (London) Ltd. v. Barlas Bros. (Karachi) & Co.* (パキスタン最高裁判所、一九六一年六月六日、判決)⁽³⁾

パキスタン最高裁判所は上告を棄却したが、条約の承継に関する見解は、次の通りである。

「一九三七年の仲裁法が、インド独立法第一八条第三項により、独立後のパキスタンにおいて効力を有するのは、明らかである。しかし、このことのみでは、ジュネーヴ二条約がパキスタンで効力を有するのに十分でない。英領インドが一九三七年の仲裁法にもとづいてなした通告は、インド独立(国際取極)令の規定により、当然にパキスタンを拘束するものでない。インド独立(国際取極)令は、国家相続に関する国家の慣行にしたがって、先行国から分離した新国家の承継し得ない条約上の権利義務の承継を規定することが出来ない。この独立令にもとづき、国際機関の加盟国たる地位は、インドのみに帰した。それ故、パキスタンは、国際連盟の加盟国として英領インドにより締結された条約の批准の権利を、承継することは出来ない。又、インド独立(国際取極)令は、インドとパキスタンの間の協定であり、ジュネーヴ二条約の当事国である第三国にならぬ効果を及ぼすものでない。したがって、ジュネーヴ二条約は、パキスタンを拘束しない。それらの条約をパキスタンで効力あらしめることは、パキスタンの主権的権限を放棄するに等しい。」

以上の判例の示す法理は、インド及びパキスタンの条約承継に関し基本的なものである。インドの判例については、英領インドと独立インドの同一性の承継がその根底にあり、条約の承継を論ずるよりむしろ、英領インドに適用あった条約は、そのまま効力があるとされる。この原則は、インドの裁判所において一貫したものであり *Dabrai.*

v. *Air-India Ltd.* (ボンベイ高等裁判所、一九五三年四月一七日、判決⁽⁴⁾)でも、同様の法理が展開された。

これに対し、パキスタンの判例は、パキスタンが、英領インドの後継国であるとの立場から出発する。そして、承継協定がインドとの間で効力を有することを認めるものの、他の第三国に対しては、あくまでも、*Res inter alios acta* であるとする。したがって、条約の承継に関しては、あくまでも国際慣習法上の原則にしたがうことになる。*Fitzgerald* は、このパキスタン判例を評釈し、裁判所は結局、人的条約にもとづく権利義務は承継されないとの伝統的な原則にしたがったとしている⁽⁵⁾。その後パキスタン政府は、一九六〇年四月、ドイツ連邦共和国と、同年六月、チェコスロヴァキアと、それぞれの国家との間に、ジュネーヴ二条約が効力を有するとの通告を交換した⁽⁶⁾。これと別に、パキスタンは、一九四七年一月一二日、承継協定第四条にもとづいて、猥褻刊行物の流布及び取引に関する国際条約の修正議定書と、婦人児童の売買禁止に関する国際条約の修正議定書に、当事国として署名した⁽⁷⁾。これは、後継国として当然に承継が認められたのではなく、承継協定を援用することにより、あくまでも他の締約国の黙示の同意によつたと考えるのが適當である。この場合、承継協定は、単に先行国と後継国との協定であるにとどまらず、条約承継に肯定的な後継国の政策を、第三国に通告する効果をもたらす。この取扱いに関する統一的原則は、未だ確立していないが、結果的には、より広範な承継の基礎を提供することになる。その意味で、承継協定の締結は決して無意味な訳でない。

(1) *M/S. Francesco Corsi v. M/S Gorakhran Gokatchan, India*, High Court of Bombay, December 11, 1958, *International Law Reports*, Vol. 31, p. 20.

- (2) Barlas Bros. (Karachi) & Co. v. Yangtze (London) Ltd, Rakistan, Karachi Court of Appeal, February 18, 1959, International Law Reports, Vol. 27, p. 35.
- (3) Yangtze (London) Ltd v. Barlas Bros. (Karachi) & Co. Pakistan, Supreme Court, June 6, 1961, International Law Reports, Vol. 34, p. 27.
- (4) Dabrai. v. Air-India Limited, India, Hight of Bombay, April 17, 1957, International Law Reports 1953, p. 41. 条約の承継に関する裁判所の判断は、次の通り。
「英領インドは、一九三九年に、インド総督が寄託国ポーランドに通告を行うことにより、航空運送についてのある規約の統一に関する条約(ワルシャワ条約)の当事国となった。その条約は、当然にインド自治領を拘束する。」これは、英領インドとインド自治領の同一性を確認したものである。
- (5) P. J. Fitzgerald, State Succession and Personal Treaties, I. C. L. Q. (1962) p. 847.
- (6) Z. Hasan, op. cit., p. 54.
- (7) Status of Multilateral Treaties, U. N. Doc. A/CN. 4/150, p. 9.

五　む　す　び

インド及びパキスタンの独立における、条約承継上の基本的な問題点は、以上検討してきた通りである。これから、様々な派生的問題が生ずる。特に留意されるべきものを、いくつか指摘した上で、全体を整理したい。

英領インドと独立インドの同一性が保持されたので、英領インドに適用あった条約は、承継の問題なく、そのまま効力を有することになる。しかし、独立インドの領域は、英領インドの領域のみならず、インド藩王諸国の領域及び諸部族の領域より構成される。実際に、多くの問題が生ずるのは、インド藩王諸国の場合である。インド藩王諸国

は、イギリス宗主権下に、その従属国を構成しており、これをいかに扱うかは、インド独立法制定の段階で二つの可能性があった。第一は、イギリス国王が宗主権を設定した条約にもとづく権利を、インド及びパキスタン自治領が承継してしまう方法である。第二は藩王諸国が独立を付与されることにより、完全な国際法人格を獲得する方法である。⁽¹⁾ 結局、インド独立法は第二の方法をとり、「第七条第一項二段」は、一定の経済、交通、通信等の約定を除外して、次のように規定した。

第七条(1)^(a)⁽²⁾ インド藩王諸国の上に及ぼされた国王陛下の宗主権は消滅し、それとともに、この法律の国会通過日に、国王陛下とインド藩王諸国の支配者との間で効力を有するすべての条約及び協定、国王陛下が当該日にインド藩王諸国に關して行使し得るすべての機能、国王陛下がインド藩王諸国、又は、その支配者に対して負った当該日に存在するすべての義務、及び、国王陛下が、当該日に、条約、権利付与、慣行及び黙認 (Sufferance) 等により、インド藩王諸国において、又は、インド藩王諸国に關して、行使し得るすべての権限、権利、権能、若しくは、管轄権が消滅する。

一九四七年七月一八日、この法律が制定されるや、インド藩王諸国は一応独立を達成した。これは極めて短期間であつて、約六百の藩王諸國中、ハイデラバード (Hyderabad)、ジュナガッド (Junagardh)、およびカシミール (Kashmir) の三国を除き、他のすべてが、インド及びパキスタン自治領の独立指定日たる八月一五日までに、いずれかの自治領に加入することを決定した。加入は、加入文書で、藩王諸国が防衛、通信、及び外交等に関する権利を放棄することを規定することによって、行なわれたが、O'Connell などは、これによって、藩王諸国の独立していたことが二自治

領によって承認されたとしている。⁽³⁾

ここから、インド及びパキスタンにおいて、いずれか両国に加入した旧藩王諸国で、以前効力を有していた条約の承継が問題となる。条約には、イギリスが藩王諸国と締結したものと、イギリスの締結した条約で、藩王諸国に適用のあったものがある。⁽⁴⁾ここではインド自治領に關してのみ検討を行う。

インド自治領は、インド独立法の規定にもかかわらず、自国がインドにおける国王の継承人であるとの立場から、当然にそれらの条約を承継すると主張し、そうした手続をとった。⁽⁵⁾ブータンとの保護条約を継続させる場合にも、同様の手続が用いられた。⁽⁶⁾しかし、藩王諸国の加入の問題を、インドの同一性の問題として扱うのには、無理があり、実際には、合併 (Merger) における条約承継の問題として処理された。これを正面から取り上げた判例もある。

Babu Ram Sakusena v. The State (インド最高裁判所、一九五〇年五月五日、判決) において、最高裁判所は、「トング国 (Tonk State) が、ラジャスタン連合州 (United States of Rajasthan) に合併されたことにより、一八六九年のイギリス・トング間の犯罪人引渡条約は、失効した」と判示した。これは条約の性質上、条約の承継における当然の結論といえよう。このように、インドの独立に際して英領インドの地位と藩王諸国の地位は、厳格に区別されねばならず、その条約の承継の問題は、異ったレベルで論じられる。

インド及びパキスタンの独立において、特に問題の生じた処分的条約は、国境画定条約である。しかし、パキスタン・アフガニスタ間の国境問題、インド・中国間の国境問題、パキスタン・中国間の国境問題は、一般的意味において国境画定条約の効力が争われたのではなく、承継された条約の内容の不確定さが争われたのであり、承継以前に、そ

の効力に問題のあったものである。⁽⁸⁾ 国境画定条約を、その慣習国際法上の原則と別に、当然承継される条約として整理する方法は、これを斥ける理由はない。国家相統が結局領域主権の交代である以上、これはむしろ当然のことである。

さて、以上検討したことから、いくつかの結論が得られる。独立インドは、英領インドの条約を包括的に承継したのではなく、国家の同一性を前提として、国家相統の問題を排除したといえる。⁽⁹⁾ しかし、藩王諸国の加入に関しては、これを一貫することは無理で、条約承継の問題が生じ、かつ、そうしたものとして処理された。パキスタンの独立は、英領インドからの分離独立とされ、生じた案件は、大体その角度から処理された。

承継協定については、インドとパキスタンの両国間に關する限り、その効力は疑われていない。問題は第三国であるが、後継国たるパキスタンが承継協定を援用することは、第三国の明示又は黙示の同意の基礎を提供し、それにより承継が達成されている。これは、個々の条約について、場合に依じて行なわれる。

現在、この承継協定の不確定性から生ずる問題を解決するために、様々な提案がなされている。立法論としては二つある。第一は、国際法委員会の *Waldock* 第二報告の第三条に規定するものであり、承継協定を第三国に対して適用のないものとし、その効果を、国際法上存在すると考えられる、条約更改の原則、又は、条約承継の原則に委ねるのである。⁽¹⁰⁾ 第二は、一九六八年の国際法協会ブエノス・アイレス会議における決議である。決議は、その第一項において、承継協定の一般的効力を論ずることなく、新独立国の意思、又は、新独立国と他方当事国との合意により、先行国の条約を採用し得る制度を提案する。⁽¹¹⁾ 国際法協会の決議は、条約の継続性を最大限に達成することに重点がおか

れており、その意味では、Waldock 報告の方が、伝統的な線に沿ったものといえる。いずれにしても、Lex lata に関するしては、あくまで問題が残るのである。

インド及びパキスタンの実行を検討して、新たな原則が見い出されたとはいえず、そうかといって、旧来の承継の法理が単に再確認されたともいえない。つまり、新国家が条約を承継しようとする傾向は、もはや一般的であり、処分的条約と人的条約の二分法は大方意味を失いつつあるが、さればといって、Marcoff のように、「継続性の原則」Principe de Continuite と「承継の自動性」Automaticité Successorale を二大原則とし、承継協定を補助的手続として定式化する方法は、¹⁴⁾ 少くとも、インド及びパキスタンの場合には意味がない。新国家の独立において重要なのは、独立達成の手續とその内容である。こうした手續と内容を基礎として、承継は、当然のものとしてか、又は、合意によってか達成される。そこで、条約の承継において重要なのは、関係国が自己の意思に一貫性を保つことであり、エストoppel や黙認の原則に、敬意を払うことである。

- (1) D. P. O'Connell, *State Succession* (1967) Vol. II, p. 75.
- (2) S. K. Agrawara, *op. cit.* Appendix I, pp. 3-4.
- (3) D. P. O'Connell, *op. cit.*, p. 75.
- (4) 藩王諸国相互の間で締結された条約もあるが、国際法主体性に疑いがあるので、この場合除外する。
D. P. O'Connell, *op. cit.*, p. 77.
- (5) T. T. Poulse, *Bhutan's External Relations and India*, I. C. L. Q. (1971) p. 197. ただし「ブータンは、インド自治領に加入したわけではなく、被保護国の地位にとどまった。」
- (7) Babu Ram Sakusena v. The State, *India Supreme Court*, May 5, *International Law Reports* 1950, p. 11.

- ② D. P. O'Connell, *op. cit.*, pp. 275-81; A. O. Cukwurrah, *The Settlement of Boundary Disputes in International Law* (1967) pp. 133-44.
- (6) これは、インドの独立を漸進的独立と分類し、その効果を政府の交代に近うとする見解ともいえる。漸進的独立と国家相続の問題を論じたものとして、R. Y. Jennings, *General Course on Principles of International Law. Recueil des Cours* (1967) Vol. II, pp. 447-8; Okon Udokang, *Succession to Treaties in New States, The Canadian Yearbook of International Law* (1970) p. 123.
- ③ *Yearbook of International Law Commission* (1969) Vol. II, pp. 54-62.
- ④ *International Law Association, Fifty-third Reports, Buenos Aires* (1968) pp. 596-7.
- ⑤ M. G. Marcoff, *op. cit.*, pp. 275-382. 特に承継規定に関して、pp. 322-42. Marcoff の余りにも性急な理論的整合を批判する著述がある。American Journal of International Law (1973) Vol. 67, p. 165, Book Reviews and Comments, By J. H. Spencer.